

東松島市告示第 57 号

東松島市人事行政の運営等の状況について

このことについて、東松島市人事行政の運営等に関する条例(平成17年条例第170号)の規定により、次のとおり公表する。

平成17年12月1日

東松島市長 阿部 秀保

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数総括表(一般職)

(単位:人)

区 分	平成15年度末	平成16年度中		平成16年度末	17年4月1日 採用者数	17年4月1日 現在
		採用者数	退職者数			
東松島市	行政職	—	—	—	6	351
	技能労務職	—	—	—	1	28
旧矢本町	行政職	218	10	-8	220	—
	技能労務職	16	3	-1	18	—
旧鳴瀬町	行政職	124	4	-3	125	—
	技能労務職	9	0	0	9	—
合 計	367	17	-12	372	7	379

※合併により教育長1人減、石巻地区広域行政事務組合への派遣職員1人減は、平成16年度中退職者数に計上しています。

ア 採用試験の状況

(単位:人)

区分	申込者数	1次試験 受験者数	1次試験 合格者数	最終 合格者数	競争率
上級行政	55	53	9	2	3.64
中級行政	32	30	4	2	6.25
初級行政	17	17	3	1	5.88
労務職	4	4	1	1	25.00
その他(選考)	4	4	—	1	25.00
計	112	108	17	7	6.25

※16年度中の採用試験(平成17年度採用者等)は旧矢本町において実施

イ 昇任選考の状況

(単位:人)

区 分	課長級	課長補佐級	係長級	主事級	
市長部局	旧矢本町	1	4	19	12
	旧鳴瀬町		2	16	11
教育委員会部局	旧矢本町		2	3	3
	旧鳴瀬町		1	1	1
その他	旧矢本町			1	
	旧鳴瀬町				
計	1	9	40	27	

※その他は、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局(以下同じ)

ウ 職員の退職に関する状況

(単位:人)

区 分		定年退職	勸奨退職	普通退職	死亡退職	その他
市長部局	旧矢本町	1	5			
	旧鳴瀬町				1	
教育委員会部局	旧矢本町	1	1			
	旧鳴瀬町		1			
その他	旧矢本町					
	旧鳴瀬町					
計		2	7		1	

(2) 部門別職員数の状況(一般職)

(単位:人)

区 分	職 員 数	平成16年4月1日現在			平成17年 4月1日現 在	対前年増減 数	主な増減理由
		旧矢本町	旧鳴瀬町	合 計			
部 門		旧矢本町	旧鳴瀬町	合 計	平成17年 4月1日現 在		
一 般 行 政 部 門	議 会	4	3	7	6	-1	合併により課が統合されたため減
	総務企画	64	38	102	93	-9	” ”
	税 務	12	8	20	14	-6	保険税担当については、公営企業等部門(国保会計)
	民 生	53	29	82	87	5	社会福祉事務所新設による増
	衛 生	13	6	19	24	5	保健相談センター業務の充実のため増
	農林水産	14	9	23	20	-3	合併により課が統合されたため減
	商工・労政	3	4	7	8	1	観光振興の充実のため増
	土 木(建設)	16	6	22	23	1	土木・都市計画業務の充実のため増
	小 計	179	103	282	275	-7	
特別行政部門	教 育	51	26	77	78	1	スポーツ振興の充実のため増
一 般 会 計 合 計		230	129	359	353	-6	
公 営 企 業 等	下 水 道	9	2	11	11	0	
	国保・介護・その他	9	4	13	15	2	保険税納税推進のため増
	小 計	18	6	24	26	2	
合 計		248	135	383	379	-4	

※ 教育長、地方公務員の身分を保有する休職者、県からの派遣職員などを含み、臨時職員又は非常勤職員を除く。

○定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

定員適正化計画については、簡素で効率的な行財政システムの構築に向けて、只今策定中です。各課事務事業の洗い出しや各出先機関を含めた組織機構全体の見直しをしながら、職員の採用計画を立てて進めていく予定です。出来次第公表いたします。

(3) 年齢別職員数

(単位:人)

区 分		年齢	18歳未満	18・19歳	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳
17年度	東松島市	職員数	0	5	13	16	31	38
		構成比	0.0%	1.9%	5.0%	6.2%	11.9%	14.6%
前年度	旧矢本町	職員数	0	4	6	12	26	17
		構成比	0.0%	2.4%	3.5%	7.1%	15.3%	10.0%
	旧鳴瀬町	職員数	0	0	6	9	8	11
		構成比	0.0%	0.0%	6.3%	9.4%	8.3%	11.5%
	合計	職員数	0	4	12	21	34	28
		構成比	0.0%	1.5%	4.5%	7.9%	12.8%	10.5%
区 分		年齢	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上
17年度	東松島市	職員数	16	18	44	44	17	0
		構成比	6.2%	6.9%	16.9%	16.9%	6.5%	0.0%
前年度	旧矢本町	職員数	9	16	31	28	5	0
		構成比	5.3%	9.4%	18.2%	16.5%	2.9%	0.0%
	旧鳴瀬町	職員数	7	9	21	17	5	0
		構成比	7.3%	9.4%	21.9%	17.7%	5.2%	0.0%
	合計	職員数	16	25	52	45	10	0
		構成比	6.0%	9.4%	19.5%	16.9%	3.8%	0.0%

※ 人数は一般行政職で、税務職、福祉職、技能労務職等は除きます。

(4) 職員派遣の状況

(単位:人)

派 遣 先	平成16年度	平成17年度	内 容
宮 城 県 (本庁)	2	2	人事交流
宮城県(石巻保健福祉事務所)	2		派遣
財団法人宮城県建設センター	1		〃
宮城県(石巻土木事務所)		1	〃
石巻地区広域行政事務組合		1	〃

※ 平成16年度は旧矢本町、旧鳴瀬町合算

(5) 身体障害者の任用状況

(単位:人)

区 分	平成16年度	平成17年度	内 容
市 長 部 局	3	3	一般行政職
教 育 委 員 会 部 局	2	2	〃

※ 平成16年度は旧矢本町、旧鳴瀬町合算

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(前年度一般会計決算)

(単位:千円)

区 分	住民基本台帳人口 (平成17年3月31日)	支出額 (A)	実質収支	人件費	人件費率	
				(B)	(B/A)	
16年度	旧矢本町	32267人	12,855,635	324,196	1,867,862	14.5%
	旧鳴瀬町	11360人	6,624,435	93,395	1,074,666	16.2%

(注) 人件費については、特別職(市長等)に支給される給料、報酬等を含みます。
16年度については各旧町ごとに決算いたします。

(2) 一般職職員給与費の状況(本年度一般会計予算)

(単位:千円)

区 分	職員数 (A)	給 与 費				1人当り給与費 (B/A)	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
17年度	東松島市	353人	1,310,105	241,670	524,782	2,076,557	5,882

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

(3) 一般職職員の平均給料・給与月額、及び平均年齢の状況(平成17年4月1日現在)

(単位:円)

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職			
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	
17年度	東松島市	312,721	370,195	40歳 11月	242,071	261,339	43歳 6月
	国	329,728	382,092	40歳 3月	※調査日現在、総務省ホームページ等未公表		
前年度	旧矢本町	316,514	369,052	41歳 0月	244,064	266,367	42歳 0月
	旧鳴瀬町	314,810	351,929	41歳 8月	253,478	275,918	51歳 8月
	国	327,555	381,113	40歳 2月	283,384	323,950	47歳 9月

※「給料」は本俸のみ、「給与」とは給料に扶養手当・住居手当・通勤手当等を合計した支給額です。

(4) 職員の初任給の状況(平成17年4月1日現在)

(単位:円)

区 分		東 松 島 市		国	
		決定初任給	採用2年経過日 給 料 額	決定初任給	採用2年経過日 給 料 額
一 般 行 政 職	大学卒	170,700	184,400	170,700	184,400
	高校卒	138,800	148,500	138,800	148,500
技 能 労 務 職	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	136,000	145,500	136,000	145,500

※区分欄、大学卒は上級試験採用者の場合

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成17年4月1日現在)

区分		経験年数10年～15年未満	経験年数15年～20年未満	経験年数20年以上	
17年度	東松島市 一般行政職	大学卒	281,425円	341,614円	401,769円
		高校卒	233,914円	281,811円	392,909円
	技能労務職	高校卒	—	248,700円	286,000円

(注) 経験年数は、学校卒業後の採用からの年数をいいますが、前歴があれば加算されます。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況(平成17年4月1日現在)

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計	
17年度	東松島市	標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主査 技術主査	係長 主任	副主幹 技術副主幹	課長補佐 主幹	課長 副参事		課長 参事
		職員数	11人	32人	43人	37人	41人	58人	29人	9人	260人
		構成比	4.2%	12.3%	16.5%	14.2%	15.8%	22.3%	11.2%	3.5%	100%
前年度	旧矢本町	職員数	10人	17人	28人	37人	28人	30人	15人	5人	170人
		構成比	5.9%	10.0%	16.5%	21.8%	16.5%	17.6%	8.8%	2.9%	100%
	旧鳴瀬町	職員数	6人	13人	14人	6人	22人	19人	13人	3人	96人
		構成比	6.3%	13.5%	14.6%	6.3%	22.9%	19.8%	13.5%	3.1%	100%
	合計	職員数	16人	30人	42人	43人	50人	49人	28人	8人	266人
		構成比	6.0%	11.3%	15.8%	16.2%	18.8%	18.4%	10.5%	3.0%	100%

※ 人数は一般行政職で、税務職、福祉職、技能労務職等は除きます。

◎昇任・昇格制度の現状

同種の職務に在職した経験年数や勤務状況、並びに採用試験の区分に応じ、職員に適用しています。

(7) 期末手当・勤勉手当

東松島市			国
1人当たりの平均支給額(16年度旧矢本町・旧鳴瀬町合算額)			-
期末手当 923千円 勤勉手当 434千円			
(17年度当初支給割合)			左同
期末手当	勤勉手当		
6月期	1. 40月分	0. 70月分	
12月期	1. 60月分	0. 70月分	
合計	3. 30月分	1. 40月分	
(加算措置の状況)			
課長15%、参事・副参事12.5%、課長補佐10%、主幹7.5%、係長5%、主任2.5%			

※ 期末手当の計算式 = (給料月額 + 扶養手当 + 調整手当 + 役職加算額) × 上記の割合

※ 勤勉手当の計算式 = (給料月額 + 調整手当 + 役職加算額) × 上記の割合 × 成績率

(8) 退職手当(平成17年4月1日現在)

区分	東松島市		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
支給率	勤続20年	21.00月分	27.30月分	市と同じ
	勤続25年	33.75月分	42.12月分	
	勤続30年	41.25月分	51.48月分	
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		市と同じ
1人当たり平均支給額		13,954千円		—

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した旧両町の全職種に係る職員に支給された平均額。

(9)特殊勤務手当(平成16年度普通会計決算)

職員全体に占める手当支給職員の割合	2.60%
支給対象職員1人当たり平均支給年額	15,600円
代表的な手当の名称	伝染病防疫作業手当・動物死体処理手当 行旅死亡人取扱手当・訪問指導従事手当

※旧鳴瀬町は支給していない。

(10)時間外勤務手当(普通会計決算)

(単位:円)

区 分	支給総額	職員1人当たり支給年額
旧矢本町	平成16年度	240,433
	選挙がなかった場合	210,096
	(内、合併に係る分)	-
	平成15年度	332,128
旧鳴瀬町	選挙や地震災害がなかった場合	179,425
	平成16年度	234,026
	選挙がなかった場合	199,153
	(内、合併に係る分)	-
旧鳴瀬町	平成15年度	273,369
	選挙や地震災害がなかった場合	176,760

(11)その他の手当(平成17年4月1日現在)

区 分	東 松 島 市	国		
扶 養 手 当 支給職員割合 48.9%	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,500円 扶養親族のうち2人まで 6,000円 ※配偶者の手当を受給していない場合は1人目 6,500円、配偶者がいない場合 1人のみ 11,000円 その他 5,000円、特定 5,000円加算 	市と同じ		
住 居 手 当 支給職員割合 50.0%	借家 限度額 27,000円 持家 一律 3,000円	借家 限度額 27,000円 持家 1,000円 (新築から5年までは2,500円)		
通 勤 手 当 支給職員割合 73.8%	交通機関利用限度額 55,000円	交通機関利用限度額 55,000円		
	自動車等の利用の場合			
	片道 2km以上 4km未満	2,000円	片道 2km以上 5km未満	2,000円
	片道 4km以上 6km未満	3,000円	片道 5km以上 10km未満	4,100円
	片道 6km以上 8km未満	4,200円	片道 10km以上 15km未満	6,500円
	片道 8km以上 10km未満	5,400円	片道 15km以上 20km未満	8,900円
	片道 10km以上 12km未満	6,500円	片道 20km以上 25km未満	11,300円
	片道 12km以上 14km未満	7,700円	片道 25km以上 30km未満	13,700円
	片道 14km以上 16km未満	8,900円	片道 30km以上 35km未満	16,100円
	片道 16km以上 18km未満	10,100円	片道 35km以上 40km未満	18,500円
	片道 18km以上 20km未満	11,200円	片道 40km以上 45km未満	20,900円
	片道 20km以上 22km未満	12,400円	片道 45km以上 50km未満	21,800円
	片道 22km以上 24km未満	13,600円	片道 50km以上 55km未満	22,700円
	片道 24km以上 26km未満	14,800円	片道 55km以上 60km未満	23,600円
	片道 26km以上 28km未満	16,000円	片道 60km以上	24,500円
	片道 28km以上 30km未満	17,100円	※通勤手当については、地域の公共交通機関の実情や利便性、マイカー通勤の利用状況等を勘案しながら、近隣市町の支給区分を参考にして、国よりも細かく設定しております。	
	片道 30km以上 32km未満	18,300円		
	片道 32km以上 34km未満	19,500円		
片道 34km以上 36km未満	20,700円			
片道 36km以上 38km未満	21,800円			
片道 38km以上 40km未満	22,900円			
片道 40km以上 42km未満	24,000円			
片道 42km以上	24,500円			
調 整 手 当	勤務先が東京都千代田区の場合は給料月額12%(4月1日現在対象職員なし)、仙台市の場合は3%(県庁への派遣等が該当)。※国の基準と異なる支給地域はありません。			
管 理 職 手 当	総務課長は給料月額の14%、財政課長・企画課長・福祉課長(福祉事務所長)・教育総務課長(教育次長)は12%、その他の課長10%、参事・副参事7%			
管理職特別勤務手当	災害時、総務課長6,000円、その他の課長4,000円、参事・副参事2,000円			
単 身 赴 任 手 当	官署を異にする異動または在勤する官署の移転に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居、単身で生活することを常況とし、距離制限60kmを満たす職員。			
時 間 外 勤 務 手 当	平日支給割合は125/100(午後10時～午前5時は150/100)、土・日は135/100(午後10時～午前5時は160/100)、振替えた場合25/100、祝日135/100。※代休制度あり			

(12)特別職の報酬等の状況(平成17年度)

区 分	給料月額	区 分	給料月額
市 長	896,000 円	議 長	424,000 円
助 役	711,000 円	副議長	374,000 円
収 入 役	641,000 円	議 員	350,000 円

(13)特別職の手当の状況(平成17年度の割合)

区 分	6月期	12月期	計
町長・助役・収入役	2.10 月分	2.30 月分	4.40 月分
議長・副議長・議員	1.60 月分	1.70 月分	3.30 月分

※期末手当の計算式 = 報酬月額×上記の割合

(14) 給料表の概要

給料表名	級数	額の概要(月額)	適用範囲
行政職給料表	8	1級2号俸(134,400円)～	一般行政職、税務職、保育士、幼稚園教諭
		～8級26号俸(469,100円)	
労務職給料表	5	1級2号俸(120,600円)～	運転技能員、調理員、用務員
		～5級27号俸(349,200円)	

(15) 昇給制度の概要

職員の給料には、仕事の種類や複雑さ、責任の度合いなどに基づいて級が設けられています(表6参照)。なお給料は、勤務成績が良好な場合は12ヶ月を経て昇給いたします。この他、勤務成績が特に良好な場合に昇給期間が短縮される制度もあります。また高齢層職員については55歳昇給停止制度を実施しております。

(16) 特別昇給の実施状況 (人)

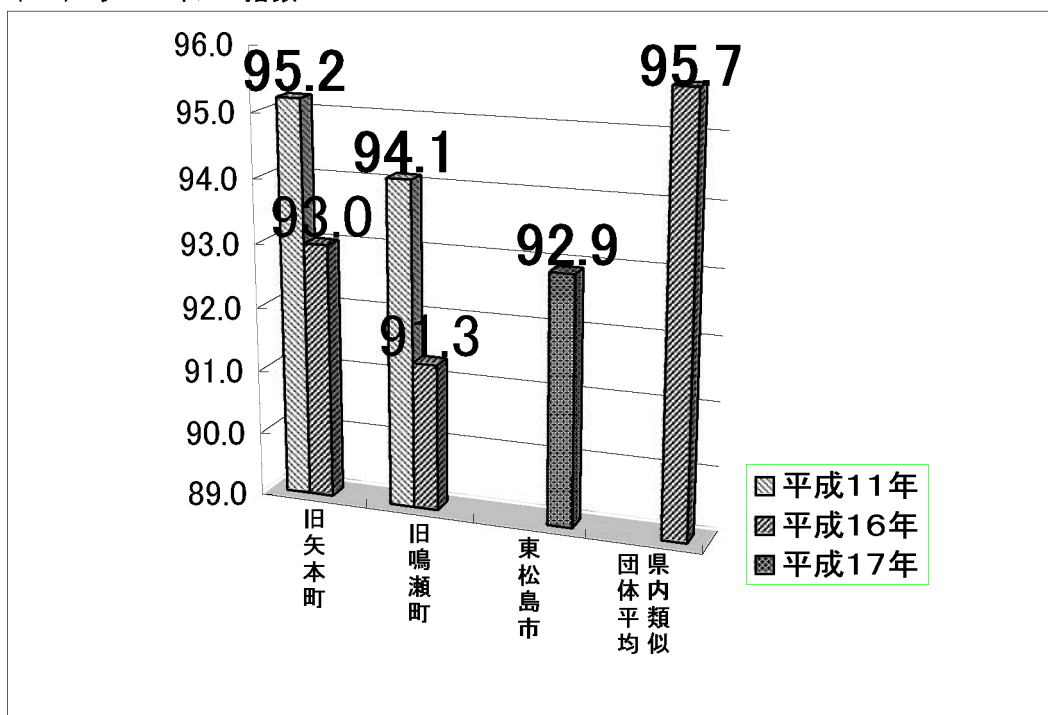
区分	15年度	16年度
実施職員数	40	39
実施率	15.3%	15.0%

(17) 55歳昇給停止の実施状況(人)

区分	平成17年4月1日現在
実施職員数	28
実施率	8.0%

※使用実績は旧矢本町、旧鳴瀬町の合算。

(18) ラスパイレス指数



※国の平均給与額を100として算出した指数。国より7.1P、類似団体より2.8P、下回っています。

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

区 分	勤 務 時 間 等
勤 務 日 ※本庁舎勤務の場合	毎週月曜日から金曜日までの週5日間 (国民の祝日及び12月29日～1月3日は除く)
1日の正規の勤務時間	午前8時30分～午後5時15分まで、実働8時間 休息時間: 午前10時(15分間)、午後3時(15分間)、有給 休憩時間: 正午(45分間)、無給
1週間当りの勤務時間	40時間(年間52週)

(2) 年次有給休暇の取得状況

(単位: 日)

区 分	対象職員数	付与日数	取得日数	平均取得日数	取得率	
市長部局	旧矢本町	188	7,680	1,086	5.78	14.14
	旧鳴瀬町	105	4,106	735	7.00	17.90
教育委員会部局	旧矢本町	51	2,040	334	6.55	16.37
	旧鳴瀬町	26	1,025	162	6.23	15.80
その他	旧矢本町	9	360	130	14.44	36.11
	旧鳴瀬町	4	160	14	3.50	8.75
計	383	15,371	2,461	6.43	16.01	
うち一般行政職	230	8,978	1,564	6.80	17.42	

※付与日数は、前年からの繰越分を含む。

(3) 時間外勤務及び休日勤務の状況

(単位: 時間/年)

区 分	時間外・休日勤務総時間数	職員1人当たり平均時間数	
市長部局	旧矢本町	21,409	125.9
	旧鳴瀬町	6,867	78.9
教育委員会部局	旧矢本町	4,389	91.4
	旧鳴瀬町	1,328	73.8
その他	旧矢本町	972	138.9
	旧鳴瀬町	242	80.7
計	35,207	105.7	

(4) 休暇制度・育児休業制度の概要

休暇・休業の種類		内 容	付与状況等
有給休暇	年次休暇	1年につき20日間付与(前年に未使用日数がある場合は、最大20日を翌年繰越)	全職員
	夏季休暇	7月から9月までの間において3日間付与	全職員
	産前休暇	妊娠した職員に対し、出産予定日まで最大6週間付与	対象職員
	産後休暇	出産した職員に対し、出産日の翌日から8週間付与	対象職員
	※ 妊娠、出産した職員に対し、健診休暇・つわり休暇・育児時間等を状況に応じ付与します。		対象職員
	服喪休暇	親族の喪に遇った職員に対し、続柄及び死亡時の生計関係に応じ1日～7日間付与	対象職員
	法要休暇	父母、配偶者又は子の法要に際し、1日付与	対象職員
	結婚休暇	婚姻する職員に対し、最大7日間付与 (※16年度取得者数4人)	対象職員
	妻の出産休暇	配偶者の出産に際し、最大2日間付与	対象職員
	骨髄提供のための休暇	必要と認められた期間	対象職員
	ボランティア休暇	最大5日間付与	対象職員
	子の看護休暇	最大5日間付与	対象職員
無給休暇	介護休暇	負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり親族を介護しなければならない職員に対し、6月を限度として必要な休暇を付与	対象職員
育児休業		育児休業法に基づく3歳に満たない子を養育する制度 ※男性も取得可能です。	対象職員

(5) 育児休業の取得状況

(単位:件)

区 分	対象職員数	うち男性職員	承認件数	15年度から引き続き取得中の職員	期間延長	取得率(%)	
市長部局	旧矢本町	3	0	1	2	0	100.0%
	旧鳴瀬町	4	0	4	0	0	100.0%
教育委員会部局	旧矢本町						
	旧鳴瀬町						
その他	旧矢本町						
	旧鳴瀬町						
計	7	0	5	2	0	100.0%	

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

(単位:人)

区 分		降任	免職	休職	降給	計
市 長 部 局	東松島市(平成17年4月1日現在)	0	0	0	0	0
	勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
	心身の故障の場合	0	0	0	0	0
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
	職制、定数の改廃、予算減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
	刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
	条例で定めた事由による場合	0	0	0	0	0
	旧矢本町(平成16年度)	0	0	0	0	0
	勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
	心身の故障の場合	0	0	0	0	0
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
	職制、定数の改廃、予算減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
	刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
	条例で定めた事由による場合	0	0	0	0	0
	旧鳴瀬町(平成16年度)	0	0	0	0	0
	勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
	心身の故障の場合	0	0	0	0	0
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
	職制、定数の改廃、予算減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
	刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
	条例で定めた事由による場合	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会 部 局	東松島市(平成17年4月1日現在)	0	0	0	0	0
	勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
	心身の故障の場合	0	0	0	0	0
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
	職制、定数の改廃、予算減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
	刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
	条例で定めた事由による場合	0	0	0	0	0
	旧矢本町(平成16年度)	0	0	0	0	0
	勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
	心身の故障の場合	0	0	0	0	0
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
	職制、定数の改廃、予算減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
	刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
	条例で定めた事由による場合	0	0	0	0	0
	旧鳴瀬町(平成16年度)	0	0	0	0	0
	勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
	心身の故障の場合	0	0	0	0	0
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
	職制、定数の改廃、予算減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
	刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
	条例で定めた事由による場合	0	0	0	0	0

そ の 他	東松島市(平成17年4月1日現在)	0	0	0	0	0
	勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
	心身の故障の場合	0	0	0	0	0
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
	職制、定数の改廃、予算減少により 廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
	刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
	条例で定めた事由による場合	0	0	0	0	0
	旧矢本町(平成16年度)	0	0	0	0	0
	勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
	心身の故障の場合	0	0	0	0	0
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
	職制、定数の改廃、予算減少により 廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
	刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
	条例で定めた事由による場合	0	0	0	0	0
	旧鳴瀬町(平成16年度)	0	0	0	0	0
	勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
	心身の故障の場合	0	0	0	0	0
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
	職制、定数の改廃、予算減少により 廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
	刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
	条例で定めた事由による場合	0	0	0	0	0
計	東松島市(平成17年4月1日現在)	0	0	0	0	0
	勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
	心身の故障の場合	0	0	0	0	0
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
	職制、定数の改廃、予算減少により 廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
	刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
	条例で定めた事由による場合	0	0	0	0	0
	旧矢本町(平成16年度)	0	0	0	0	0
	勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
	心身の故障の場合	0	0	0	0	0
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
	職制、定数の改廃、予算減少により 廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
	刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
	条例で定めた事由による場合	0	0	0	0	0
	旧鳴瀬町(平成16年度)	0	0	0	0	0
	勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
	心身の故障の場合	0	0	0	0	0
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
	職制、定数の改廃、予算減少により 廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
	刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
	条例で定めた事由による場合	0	0	0	0	0
概要:勤務成績がよくない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合や長期の休養を要する場合など、公務能率を維持するために問題が生じた際、任命権者の権限で降任、免職、休職、降給させることができる。						

(2) 懲戒処分状況

(単位:人)

区 分		戒告	減給	停職	免職	訓告等	計
市 長 部 局	東松島市(平成17年4月1日現在)	0	0	0	0	0	0
	法令に違反した場合	0	0	0	0	0	0
	職務上の義務違反又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合	0	0	0	0	0	0
	旧矢本町(平成16年度)	0	0	0	0	0	0
	法令に違反した場合	0	0	0	0	0	0
	職務上の義務違反又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合	0	0	0	0	0	0
	旧鳴瀬町(平成16年度)	0	0	0	0	0	0
	法令に違反した場合	0	0	0	0	0	0
	職務上の義務違反又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会 部 局	東松島市(平成17年4月1日現在)	0	0	0	0	0	0
	法令に違反した場合	0	0	0	0	0	0
	職務上の義務違反又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合	0	0	0	0	0	0
	旧矢本町(平成16年度)	0	0	0	0	0	0
	法令に違反した場合	0	0	0	0	0	0
	職務上の義務違反又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合	0	0	0	0	0	0
	旧鳴瀬町(平成16年度)	0	0	0	0	0	0
	法令に違反した場合	0	0	0	0	0	0
	職務上の義務違反又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合	0	0	0	0	0	0
そ の 他	東松島市(平成17年4月1日現在)	0	0	0	0	0	0
	法令に違反した場合	0	0	0	0	0	0
	職務上の義務違反又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合	0	0	0	0	0	0
	旧矢本町(平成16年度)	0	0	0	0	0	0
	法令に違反した場合	0	0	0	0	0	0
	職務上の義務違反又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合	0	0	0	0	0	0
	旧鳴瀬町(平成16年度)	0	0	0	0	0	0
	法令に違反した場合	0	0	0	0	0	0
	職務上の義務違反又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合	0	0	0	0	0	0
計	東松島市(平成17年4月1日現在)	0	0	0	0	0	0
	法令に違反した場合	0	0	0	0	0	0
	職務上の義務違反又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合	0	0	0	0	0	0
	旧矢本町(平成16年度)	0	0	0	0	0	0
	法令に違反した場合	0	0	0	0	0	0
	職務上の義務違反又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合	0	0	0	0	0	0
	旧鳴瀬町(平成16年度)	0	0	0	0	0	0
	法令に違反した場合	0	0	0	0	0	0
	職務上の義務違反又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合	0	0	0	0	0	0

概要:法律又は条例、規則、規定に違反した場合、職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合、免職、停職、減給、戒告となるものです。

5. 職員のサービスの状況

(1) 職員のサービス状況

(平成16年度)

区 分	内 容	違反者数
命令に従う義務	職員は、法令に従い、かつ、上司の職務命令に従わなければならない。	該当なし
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけ、又は職の不名誉になるような行為をしてはならない。	該当なし
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	該当なし
職務に専念する義務	職員は勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない。	該当なし
政治行為の制限	職員は、政治活動等をしてはならない。	該当なし
争議行為等の禁止	職員は、ストライキ等をしてはならない。	該当なし
営利企業従事制限	職員は、営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業にも従事してはならない。	該当なし

概要:すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。※違反者数は旧矢本町、旧鳴瀬町合算

(2) 職務専念義務免除の状況

(単位:件)

区 分		市長部局	教育委員会 部局	その他	計
旧 矢 本 町	研修を受ける場合	21	6	2	29
	厚生に関する計画の実施に参加する場合	218	12	1	231
	特別職又は他の地方公共団体の職を兼ね、その事務を行う場合				
	必要と認められる他の団体の職を兼ね、その事務を行う場合				
	法による不服申し立てをし、又は出頭する場合				
	その他特に必要と認められる場合				
旧 鳴 瀬 町	研修を受ける場合	37	14	3	54
	厚生に関する計画の実施に参加する場合	134	4	1	139
	特別職又は他の地方公共団体の職を兼ね、その事務を行う場合				
	必要と認められる他の団体の職を兼ね、その事務を行う場合				
	法による不服申し立てをし、又は出頭する場合				
	その他特に必要と認められる場合				
計		410	36	7	453

(3) 営利企業従事許可の状況

(平成16年度)

区 分		市長部局	教育委員会 部局	その他	計
旧 矢 本 町	営利を目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員及びこれに準ずる職員の地位を兼ねる場合	5	1	1	7
	自ら営利を目的とする私企業を営む場合				
	報酬を得て事業又は事務に従事する場合	21	6	2	29
旧 鳴 瀬 町	営利を目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員及びこれに準ずる職員の地位を兼ねる場合	1			1
	自ら営利を目的とする私企業を営む場合				
	報酬を得て事業又は事務に従事する場合	13		1	14
計		34	6	3	43

6. 職員研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況

(平成16年度)

区分	受講者数	研修内容
研修所研修	43	東北自治研修センター研修 等
各種専門研修	3	専門知識及び技術等の習得のための研修等
職場内研修	32	まちづくり、メンタルヘルス研修 等
その他の研修	8	先進地視察 等

概要: 職員の研修は、職員の人格及び教養を高め、市民全体の奉仕者にふさわしい識見及び実践力を育成して、市行政の民主的かつ能率的運営に貢献するように計画しています。※受講者数は旧矢本町、旧鳴瀬町の合算

(2) 勤務成績の評定の状況(東松島市職員勤務評定規定に基づく評定の状況)

区分	評定の時期	評定結果		成績不良に係る主な自由
		成績良好	成績不良	
旧矢本町	平成16年10月1日	247		
旧鳴瀬町	平成17年1月1日	134		

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(単位:人)

区分		対象者	受診者	受診率
市長部局で一括して受診	旧矢本町(平成16年度)	404	372	92.1%
	人間ドック(35歳以上)	147	145	98.6%
	定期健診	105	82	78.1%
	結核検診	105	98	93.3%
	脳ドック(希望者)	47	47	100.0%
	旧鳴瀬町(平成16年度)	212	207	97.6%
	人間ドック(35歳以上)	78	75	96.2%
	定期健診	65	64	98.5%
計	人間ドック(35歳以上)	225	220	97.8%
	定期健診	170	146	85.9%
	結核検診	170	162	95.3%
	脳ドック(希望者)	51	51	100.0%

概要: 職員の健康保持と疾病予防のため、労働安全衛生法第66条の規定に基づき職員の健康診断を定期的に行っております。

(平成16年度)

(2) 職員の福祉の状況

加入団体			内容等					
宮城県市町村職員共済組合			短期給付及び長期給付等に関する事業を行っています。民間事業者に例えると、社会保険及び厚生年金等に相当します。					
月掛金率	短期	41.875	長期	81	介護	4.875	保健	2.7
期末勤勉手当		33.5		64.8		3.9		2.16
月負担金率	短期	42.5875	長期	103.1	介護	4.875	保健	2.7
期末勤勉手当		34.07		82.5		3.9		2.16
東松島市職員互助会(平成17年4月1日)			掛金	給料月額の5/1000		職員に対して、スポーツ大会や研修旅行などの福利厚生事業、各給付事業を実施		
(旧)矢本町職員親和会				給料月額5/1000				
(旧)鳴瀬町職員親交会				給料月額5/1000				

(平成16年度)

(3) 公務災害補償制度

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金宮城県支部	1	靱帯損傷

※災害件数は旧矢本町、旧鳴瀬町の合算。

8. 公平委員会に係る業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成16年度該当なし

(2) 不利益処分に関する不服申立の状況

平成16年度該当なし